

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会（第1回）議事要旨

1. 日時：平成24年1月13日（金）14時～16時
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 7階 省議室
3. 出席者

(1) 構成員等（敬省略）

高橋 紘士（座長）、寺島 彰（座長代理）、岩下 恭士、岡田 裕克、音 好宏、
 金田 耕司、草野 啓、久松 三二（小中 栄一構成員代理）、近藤 則子、坂下 誠司、
 大塚 礼治（澤田 久美子構成員代理）、鈴木 孝幸、高岡 正、坪沼 晴海、中村 雪
 浩、原田 徹、廣瀬 健一、森本 清文、渡辺 秀彦

(2) 総務省

森田大臣政務官、小笠原総務審議官、佐藤政策統括官、阪本官房審議官、
 安間情報通信利用促進課長（事務局）

(3) オブザーバー

金 政玉（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室政策企画調査官）、後藤 則幸（日
 本放送協会編成局計画管理部専任部長）、塩谷 淳一（放送大学学園放送部長）、田口
 雅之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉企画課 自立支援振興室情報支援専門官）、
 仁田 浩史（日本ケーブルテレビ連盟第1業務部第1グループ長）

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 総務大臣政務官挨拶・趣旨説明

○森田総務大臣政務官より以下のとおり開会の挨拶及び趣旨説明があった。

- ・ テレビ放送は障害の種別に関わらず多くの視聴覚障害者にとって重要な情報収集や娯楽の手段として、大変重要なものになっており、その情報保障のための取り組みというものが当然に求められる。
- ・ 総務省においても、これまで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を平成18年10月から開催することとともに、その検討結果を踏まえて、平成19年10月より平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、字幕放送等の視聴覚障害者向け放送の普及促進に向けた取り組みを進めてきたところ。
- ・ 本指針は、策定後5年間を目処に見直すこととなっており、この間の動向としては、昨年7月の地上デジタル放送への移行、あるいは一連の情報通信技術の著しい変化がある。さらに、昨年3月以降発生した東日本大震災、それに続く様々な災害を踏まえ、平時のみならず非常災害時においても、視聴覚障害者の方々が放送を通じて確実に情報を取得することができる環境を整備するための取り組みが一層重要となってきたところ。
- ・ そこで、これらの様々な課題、現状、これらを整理して、放送を通じた視聴覚障害者の情報の取得に向け、さらに議論、検討いただくことにより、行政指針の見直しをはじめとする、視聴覚障害者向け放送の拡充に向けた施策の企画・立案に資することを目的として、本研究会を開催する。
- ・ このような趣旨から、本研究会には、基本的に前回研究会に参加いただいた構成員、構成団体に参加いただくこととした。

- ・ 障害者の方、後援者団体の方々には、利用者の立場から忌憚のないご意見をいただきたい。また、各放送事業者の方々には、行政指針の普及目標の達成のため、既に尽力いただいているが、これまでの取り組みでの課題などについて深いご意見を賜りたい。

(3) 構成員紹介

- ・ 事務局より座席順に構成員及びオブザーバーを紹介。

(4) 座長指名及び挨拶、座長代理指名及び挨拶

(資料1の開催要綱に基づき、高橋構成員を座長に指名)

○高橋^{たかはし}座長挨拶

- ・ 平成18年の前回研究会での議論の結果、10年間にわたる行政指針が作られたわけであるが、当時は、デジタル放送がまだ準備中の段階であり、今後、様々な技術的可能性があるという議論を行っていた。
- ・ その後、デジタル放送が現実化し、放送業界も、デジタル化も含めて、経済社会の激変の中で環境も相当大きく変わっており、また、政権交代もあり、障害者を巡る様々な施策も整備された。
- ・ そういった意味で、継続とアップデート、その両面から、この研究会では議論をするということになるが、今後の5年間に向けて、望ましい方向が示せるようにしたいので、協力をお願いします。

(資料1の開催要綱に基づき、高橋座長から寺島構成員を座長代理に指名)

○寺島^{てらしま}座長代理挨拶

- ・ 昨年、大震災が起こり、私たちも障害者の方に対する色々な支援をやってきたわけであるが、その際、放送の果たす役割は非常に大きかった。
- ・ 残念ながら、十分にその役割が果たせたのかどうかということは少し考えなければならぬようなことがあり、これまでの5年間の技術の進歩であるとか、状況の変化に対応した新たな指針が作成されることを期待している。

(5) 研究会の公開について、今後のスケジュール

- ・ 事務局より、資料1の開催要綱に基づき研究会の公開について、及び資料2に基づき今後のスケジュール案を説明。

(6) 議題(1)過去5年間における視聴覚障害者向け放送の状況・技術動向等の変化について

- ・ 事務局より、資料3に基づき字幕放送、解説放送及び手話放送の現況、並びに資料4に基づき前回研究会報告書内容の現状について説明。

(7) 議題(2)利用者の立場からの要望

○資料5に基づき、久松^{ひさまつ}構成員代理（全日本ろうあ連盟）から説明

- ・ 内閣府の障がい者制度改革推進会議は、インターネットで会議の様子、審議の様子を、字幕と手話が同時に映像化されたもので見ることができるが、国によるこういった取り組みは初めてのこと。聴覚障害者の世界では、国政の状況を掴むということ、また、国政に参加するということ、私たちに関係することを学ぶことができるようになったということは、大変ありがたいことである。

- ・ 昨年の3月の東日本大震災の際に、厚生労働省、内閣府の協力を得て、官邸における記者会見で、手話通訳が付き、字幕も付いたため、聴覚障害者が、今、東北で何が起きているのか、そういった情報をしっかりと把握することができ、すぐに東北の被災地の方々のための支援等、行動を起こすことができた。被災地のための情報保障だけではなく、被災された方を支援するために何をやるべきなのか考えるための情報が必要であるということ、その情報保障ができたということで非常に良かった。また、国民何千万の人たちが、手話通訳が付いている状況を見ることにより、聞こえない人も情報にアクセスしているのだということを理解していただいた、そういった効果も甚大なものがあった。
- ・ また、東日本大震災の際は、テレビ報道でも手話通訳が付き、遅れてではあるが、字幕も付いた。以前から字幕が付くと混乱するとか、手話が付くと見づらいといった意見があったが、この大震災の放送を見て、字幕を付ける必要がある、それが当たり前ののだということを国民の皆様理解していただけた、啓発できたということは非常に良かった。
- ・ もう1点、東日本大震災の際に、日本テレビが25時間続けて字幕を付与されたことについて、事前には、技術的には難しいとか、人材的な問題があるといった話も伺っていたけれども、実際やるのだと決めた場合には、実施できることが分かった。
- ・ 放送に関する法制度については、字幕と解説は努力義務となっており、手話については現在規定がないため、当面は努力義務ということで規定し、将来的にはすべて義務化を目指して、整備していただきたい。
- ・ 体制的なこと、技術的なこと、それから人の配置の問題については、どこが何をやれば問題解決につながるのかということ、まず考えていただきたい。問題を整理するというだけではなく、解決に向けてどうしたらいいのか、何をすべきなのかということ審議していただくことが大切である。
- ・ 視聴覚障害者向け放送について、以前は、韓国の方が普及は遅れており、字幕も全く付いていない状況であったので、今回、韓国で義務化された話を聞いて、ショックを受けている。韓国では、社会資源を活かす形でやっていると聞いた。日本も、まだまだ制度としては十分には整備されていないが、どういった資源が広く活かせるのかといったことを考えていただきたい。

○資料6に基づき、^{こんどう}近藤構成員（老テク研究会）から説明

- ・ この5年間は、総務省の地デジ推進のお手伝いをしており、高齢者、特に独り暮らしの80歳以上のお年寄りはどうなっているかというような調査を行い、1年前には半分以下だったものが、そのアンケートの効果か、翌年には全員大丈夫というような結果を得た。
- ・ 簡単リモコンというのは非常に推進されているけれども、音声の切り替えはあるが、字幕入り切りのボタンのないものがあり、是非、字幕ボタンも付けていただきたい。
- ・ 字幕放送を、あっても知らない、知っていても使えない、使いにくい、使いたくても、習いたくても学べる機会がないというお年寄りがいる。全国にある高齢者向けの様々な生涯学習講座の中に、こういった情報技術、地デジの字幕に関する学習を入れられないか。字幕と字幕放送が違うということもご存じのない方も多い。啓発、紹介できる機会を自治体の方たちと一緒に、とりわけ防犯、防災といったテーマで実施していただけるようにご提案したい。
- ・ また、昨年来からスマートフォンとかタブレット端末というような、非常に以前よりは大変操作の簡単な情報端末でテレビ番組を視聴できるようにもなってきた。簡単であるが故に、ワンクリック詐欺のような、様々な落とし穴や困った問題も発生している。

- ・ これからは、ますますもって増える高齢者と、こういった便利な機器の使い方、それを支援する仕組みを地域で作っていただけるように、是非施策を整備していただきたい。

○資料7に基づき、鈴木^{かずき}構成員（日本盲人会連合）から説明

- ・ 全く見えない者から少し視力が残っている者など、様々ではあるが、視覚障害者に対し、平成16年から平成18年にわたり調査を行ったところ、92%の者がテレビから情報を得ているという結果が出た。
- ・ ニュース報道番組やドラマ、ノンフィクション、スポーツなどの番組に対して、解説を付けて欲しいという要望が多く出ている。
- ・ また、外国語の放送については、日本語への吹き替えを強く要望している。
- ・ 緊急放送のときには、警告音は鳴るけれども、その後は、相当甚大な場合でない限り、番組が切り替わって特別番組を放送するということはないので、テロップ、スーパーが流れるだけで、音声での読み上げは行われぬ。緊急時の際の速報の音声化について、強い要望がある。
- ・ 解説放送を充実させて、視覚障害のある人たちにも、きちっと情報提供していきたいということ。これは、障害者権利条約においても、障害の有無に関わらず、情報取得ができるということを「合理的配慮」として求められていることを十分理解して行っていただければと考えているところ。
- ・ 番組の最初に、「これこれこういう状態で今こうなっています」といって、その後の殆どに解説の無いものも解説放送であると言われていたり、ドラマのようにト書きの部分などを読み上げていくのも解説放送と言われていたりしているということを見ると、どこまでを解説放送というのかが、不明確ではある。
- ・ 指針の中間見直しということであるが、NHK、民放の区別無く、目標値が設定、推進され、達成されることが重要。もともと、解説放送の場合、数値がどういうわけか低いので、達成率をもっと高めていかないと意味がない。
- ・ 行政に対しては、放送局を監視という、とても強い言葉を使わせていただいているが、やはり今後きちっと、目標は、目標のための目標ではなく、達成するための目標だというご理解の中でやっていっていただきたい。
- ・ 解説放送を行うということは、当然お金がかかることであり、これを民間の自主的な努力だけに頼るといのはどうかと考える。やはり、こういう指針を作った以上、国はそれなりの、民間放送とか、NHKとか、色んなところに対して予算的な措置をきちっと講じなければ、指針目標の達成はできないのではないかと。
- ・ 解説放送を作るときに、どこでも作れるような、また、色んなところが参入できるような体制をとることで雇用の創出も図れるのではないかとということも考えられる。
- ・ 教育関連の放送についてはグラフなどが多いので、「ご覧のとおりです」とか言われてしまうと、よく分からない。
- ・ 文字放送の音声化については、どこまでやるかというバランスがあるわけだが、できるだけやっていく必要がある。
- ・ ニュース番組等で外国語をそのまま流したいという気持ちは分かるが、字幕で出している日本語翻訳については、副音声等で読んでいただきたい。
- ・ 地デジのデータ通信だが、資料では音声と記載しているけれども、点字が必要な方たちもいるので、技術的なところがどこまで進んでいるかということはあるかもしれないが、音声と点字と両方に対応できるようなことが必要である。

- ・ 行政指針については、解説放送となる場合の解説部分の割合に関する基準であるとか、字幕とかテロップ、スーパーの音声読み上げについての基準があれば、尚更良い。

○資料8に基づき、高岡^{たかおか}構成員（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）から説明

- ・ 字幕放送あるいは手話放送等、視聴覚障害者の私たちに対して日々努力をされている放送事業者、行政関係者に深く御礼を申し上げたい。特に東日本大震災が発生したときに字幕放送を実施していただいたすべての放送事業者に、心から御礼を申し上げたい。
- ・ この研究会に当たり、3つの大きな意義があると考えている。1つは、障害当事者が参画して今後の企画をどうするかということ。当事者が参加しているということは非常に重要。2つ目に、障害者基本法が今年の7月29日に成立して、8月5日から発効しており、そのもとで開かれる最初の放送に関する本格的な議論の場であるということ。3つ目は、地デジに移行して新たな可能性が生まれていること。
- ・ 字幕放送は聞こえない人の生活の中に非常に入り込んでいる。私たち聞こえない人は、生活の色んなところで字幕放送が非常に役に立っている。また、単に情報の範囲を超えた、その人の生きる力、その人の魂を揺さぶる力を持っており、単なるメディアの変換を超えた大きな力があるということをご理解いただきたい。
- ・ 今回の研究会は、後で報告書を取りまとめ、公表して、それを踏まえて、国が指針を見直すことになるわけけれども、単なる数字の置きかえ、数字の確認に終わらせたくない。5年経って色んな技術の大きな発展の中で、視聴覚障害者のみならず、あらゆる人にとってテレビがどういう役割を果たすのかということについて考える重要な場にしたい。
- ・ 障害者権利条約への署名、それから、それを踏まえて障害者基本法が改正されており、同法には障害について新しい考えが盛り込まれ、社会的障壁によって日常生活に継続的な影響を及ぼす場合も障害者に含まれることとなった。よって、環境によって聞こえない、あるいは何らかの生活に支障があるという人も障害だということ、つまり、障害者が全ての情報にアクセスできるようにしなくてはならないと障害者基本法に書いてあるということは、単に障害者手帳を持っている人でなくて、国民全体に関わることである。この法律は基本法であるので、具体的にどういう法律を作るのか、どういう施策を作るのか、どれだけ予算を獲得するのかというのが総務省の仕事であり、それを検討するために、本研究会がある。
- ・ 緊急・災害時の対策については、平成22年の閣議決定で平成24年中に、どうしたら良いか、結論を得るということになっているわけであるが、本研究会の中で、しかも視聴覚障害者だけの場で、十分に議論はできないのではないかと。全ての障害者を対象にした緊急・災害時の情報提供の在り方、支援の在り方については、別途当事者も含めて議論すべきではないか。
- ・ 放送事業者の社員の中には、字幕、手話について、それぞれ必要としている聴覚障害者がいることをきちんと理解していない方がいる。自分たちのやっている放送の役割を自覚していないということであり、非常に大きな問題ではないかと思う。
- ・ 一昨年のチリ地震の津波のときのニュースについては、朝10時のNHKの臨時ニュースで、13時半から17時の間に太平洋沿岸に津波が来るというニュースがあったが、字幕が付与されておらず、14時の臨時ニュースで、津波情報がL字型画面の一部にやっと文字情報で出され、字幕が出たのは、夜7時のNHKニュースからであった。アナウンサーは、「地震の最中に、津波が一旦引いても、また大きな津波があるから、高台に避難してください」と何回も言っていたが、聞こえない人にとっては、字幕放送が無ければ緊

急・災害時の際、放送は役に立たない。何が何でも緊急時に字幕放送、手話放送、あるいは解説放送は必要。

- ・ 全難聴では、チリ地震が起きたその日に、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、NHK放送協会の会長宛に「○臨時ニュースに情報保障を実施してください。字幕放送を実施してください。アナウンサーの横に手話通訳を立たせてください。○官房長官、省庁の記者会見に同様に情報保障を実施してください。○聴覚障害者向けの放送事業者へ配慮してください。」という内容の要望書を提出した。
- ・ チリ地震の後、3月3日に障がい者制度改革推進会議が開かれ、全難聴と全日本ろうあ連盟の両団体から、チリ地震のときの情報保障が不十分であったということをどう対処するか追求したところ、福島担当大臣から、調査するという約束を得た。その結果の報告があったのかは不明であるが、その1年後に東日本大震災が起き、結果からすると、チリ地震での経験が十分に活かされなかったと思っている。あのときにこうしていれば、どうしてこんなにとということが、ということが起こっていた。是非対策をお願いしたい。

(8) 意見交換

議題について、事務局及び各構成員、構成員代理からの説明を踏まえ、意見交換を行った。

○寺島^{てらしま}座長代理

- ・ この5年間の中で一番大きなことは、政権交代の後、障がい者制度改革推進会議ができて、この会議は、障害のある方たちが半分以上メンバーを占めており、障害のある方たちの意見が、大きく政策に反映されるという流れが起こっていること。
- ・ 推進会議では、将来、障害者権利条約を批准するというのを1つの目標にして、障害者基本法の改正を行い、また、障害者自立支援法の廃止、権利条約の批准に向けた国内法の整備、差別禁止法の制定等について、短期間で検討が行われている。
- ・ 東日本大震災が起こってしまい、放送、通信の重要性というのが高まったとともに、障害者権利条約においても、緊急・災害時における障害者の方への情報保障ということは非常に重要視されている。
- ・ 技術の進歩によって障害者の方を取り巻く環境は、劇的に変わっているということ、障害者権利条約の中で情報の重要性、アクセスの重要性、緊急・災害時における情報保障ということが謳われていること、障害者基本法の中で、障害者向け放送を通しての情報保障について基本的な考え方が示されていることから、放送事業者の方も、景気の問題があって、予算的に厳しいかもしれないが、単なる要望というよりは、障害者の方が生きられるかどうかという生存権に関わる場所なので、真摯に耳を傾けていただくとありがたいと思う。

○金^{きむ}オブザーバー

- ・ 参考資料2にある「障害者制度改革の基本的な方向について」というのが、制度改革の要になっているものである。
- ・ 制度改革推進会議自体は、平成22年の1月から、毎月2回から3回ペースで、非常にタイトなスケジュールで会議が行われてきており、平成22年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定をされた。これは、推進会議のそれまでの議論を取りまとめた第一次意見を基に閣議決定されたものとなっており、制度改革の基本的な考え方と今後の進め方ということが策定されているところ、3つの横断的な課題と11に及ぶ個別分野の課題ということが取り上げられ、それぞれの課題ごとに年限、

期限を決めて検討を行い、見直しの基本的な方向を示していくようにということが決められた、言わば、制度改革の工程表が示されたということが特徴である。

- ・ 個別分野の課題において、情報アクセスとコミュニケーション保障というところで、「障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係府省が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成24年内にその結論を得る」ことが工程表として示されており、平成24年内に、そういった課題について結論を得る方向で、本研究会でも、是非効果的な検討と結論が得られるように期待をしているところである。

○^{こんどう}近藤構成員

- ・ 字幕放送や解説放送のことを知らない国民に対する啓発は、第一義的には放送局の方に、もう少し取り組みを期待したい。例えば、人気の高い番組が始まるときに、字幕が付いている番組であること、リモコンボタンの字幕を押せば字幕を見ることができることを、スーパーで流すような工夫をしていただきたい。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ NHKとしては、そのあたりも含めて、昨年、フルデジタル化したということで、デジタル放送の広報番組、PR番組の中で、字幕等の利用方法を周知させていただいたが、まだまだ不十分だというご指摘と理解している。デジタル化が一段落したからそれでいいとも思っていないので、引き続き、色んな機会をとらえて、そうした周知は行って参りたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 技術的可能性を十分に活かすため、利用していただくための努力はしなければならない。
- ・ 「障害者制度改革の基本的な方向について」における「情報アクセス・コミュニケーション」の中でも、放送というのはワンパートであり、他方に通信分野があるが、大分前から放送と通信の融合という現象が進んでおり、そのことによって、様々な可能性も開かれてきている。テレビについても、新しい技術が開発されているようであり、検討を行う必要がある。

○^{ごとう}後藤オブザーバー

- ・ 手話放送は、画面の中に手話の映像を合成しないといけないため、なかなか放送時間が増えていないが、NHKの技術研究所では、放送と通信を融合させたサービスの1つとして、ハイブリットキャストという、例えば手話の映像は通信を使って送って、それを受信機の方で放送の映像と合成して、必要な方が必要なときに手話映像をオン、オフして見られるといったサービスの研究をしている。技術的には可能性のあることだが、実現に向けては市場性とか制度の面を検討する必要がある。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 本研究会の第2回以降の会合について、議論を効率的に行うため、予め、議題を示して欲しい。

○事務局

- ・ 今日の段階では、各構成員から出た要望に対して、放送事業者又は事務局から状況説明

を行い、それに対する各構成員からコメントを行っていただく。その議論を踏まえて、こういった点が中心的な課題になるのかということについて、整理し、次回以降の議題を設定する予定であるが、併せて、緊急放送、手話放送といった事項を議題に取り上げて、ご議論いただく予定。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 今日のそれぞれの当事者団体からの要望、発言を事務局で整理、精査をして欲しい。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 字幕放送の拡充、あるいは緊急・災害時の字幕放送の実施を妨げる要因として、日本の字幕制作コストは欧米の5倍高くなっており、24時間字幕制作者を用意することが、非常にコストがかかるという話があるが、これは、日本の字幕放送が完璧を求めるからである。1分以内に訂正の文字を出せば免責される等、放送法に何らかの免責条項を入れてはどうか。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ コストが高いというご指摘について、もう一つの理由は、日本語の特性として、漢字があり、平仮名もあり、片仮名もあり、さらに字幕への変換の際には同音異義語にも注意する必要があるため、欧米のオペレーターよりも、高いスキルを求められるということがある。また、そういう高いスキルを持った方々を育成するには時間、コストもかかるし、人数も限られる。なお、報道機関としては、あくまで真実をきちんと伝えるという使命があるので、そのためには一定のコストがかかってしまうということも事実である。

○^{ひさまつ}久松構成員代理

- ・ 韓国において、平成18年に字幕、解説、手話が努力義務になり、5年後の平成23年にすべて義務化されたわけであるが、通訳者の数も字幕制作者の数も日本と比べると非常に少ない中、義務化できた理由が何なのか、事務局に調査して欲しい。また、欧米の場合、放送事業者では障害当事者がかなり携わっているが、日本においても、もっと現場で障害者を活用していただくような体制はできないのかと思う。厚生労働省の社会資源として、聴覚障害者情報提供施設というものがあり、字幕制作の機能を備えているのだが、放送事業者は、積極的に使おうとしない。そのような社会資源の活用についても、次回の会合で議論のテーマにして欲しい。

なお、今、内閣官房のホームページでは官房長官会見を手話通訳や字幕付きで見ることができるが、総務省でも率先して、政務三役の会見等をインターネットで配信する時には、手話通訳や字幕を付けて情報発信していただきたい。

○^{おと}音構成員

- ・ 5年前の前回研究会では、障害者向け放送については、今後、デジタル化によって少し環境が変わるであろうということが議論の中にあった。昨年の7月に、被災3県を除いてデジタル化が進んだわけであるが、他方、民間放送事業者は、平成21年のリーマン・ショック等々のことで経営的に随分厳しい状況となっているのも事実である。それから、デジタル化に向けての様々な投資が片方で行われた。また、視聴者の側からすると、地デジの受信機が各家庭に普及した。では、新しいデジタルテレビになったことによって、字幕

放送に関してどうなったかという、字幕は見るできるようになったわけだが、よりきめの細かい優しい放送サービスが本当にとっても豊かになったのかという、まだまだ発展途上と考えた方がいいのではないのかと思う。これは、今、放送事業者の方々が様々な努力をされていることなのではないかと認識をしている。

- ・ 今回の研究会では、非常に短いスパンで検討をする必要があるので、それぞれの要望を事務局の方で、即時的に対応可能なもの、少し時間がかかるもの、それから対応が困難なもの等に整理をして欲しい。
- ・ 字幕の実績に関しては、在京キー局と在阪局と、それから在名局でも違いがある。さらにそれよりサイズの小さいローカル放送局ではどうなのかという、やはり東京の方が、マンパワー等があって作業がしやすいと聞いているが、地域の差というものを考えていく必要があるのではないか。例えば災害に関しても、常にマンパワーがあるところで起こるということは考えられないので、どう対応していったらいいのかということも、これは非常に難しい問題ではあるが、考える必要がある。事務局には、実現可能性の部分に加え、優先性についても、リスト化して欲しい。

○鈴木すずき構成員

- ・ 解説放送について、過去3年の実績値を見ると、ほぼ横ばいの微増となっているが、拡充計画どおりに進むのか疑問である。加速度的に増やす必要があるが、金銭的な支援を見込んで等、裏付けがあつてのことなのか分からない。
- ・ 民間企業の場合は、必要な予算が確保できるのかどうかの検討を踏まえて、計画を立てるのが普通であるが、国が策定する計画は、財政的な裏付けの確証が無いのに、数字が上がってくるという状況が多い。実際には、民間だけでは資金が足りないという話をはっきりしないことには、進まないのではないか。

○事務局

- ・ 行政指針に設定された目標値を期間内でどのように実現するかということについて、具体的な年次計画を各放送事業者で自主的に設定したものが、拡充計画である。
- ・ 視聴覚障害者向けの放送については、一義的には各放送事業者が主体的に取り組むものであり、経費も事業者が支弁するものであるが、行政としても、解説放送に対する制作費の助成は続けてきている。字幕については、拡充計画値よりも上回ったペースで進めているので、制作費の助成についての割合を特に解説の方に手厚くというようなことも実施している。

○高岡たかおか構成員

- ・ 字幕制作について、音声自動認識の技術は、10年間経っても、まだ実用化されていない。見通しが見えないのであれば、喫緊の課題である緊急・災害時については、自動音声認識に頼らない方式で実施するべきではないか。
- ・ ローカル放送局で字幕放送を実施しようとしても、字幕放送を発信する設備がない。デジタル化するときに、各放送事業者が放送設備もデジタル化に対応したが、字幕放送を発信する設備を入れなかった。字幕制作者の数、要員の問題だけではない決定的な問題だと思う。これをどうするか、国として考える必要がある。

○高橋たかはし座長

- ・ ローカル局の問題については、福岡で共同制作会社を作ったという事例があるので、詳細を調べて欲しい。

○寺島^{てらしま}座長代理

- ・ この場にはいない盲ろうの方についてであるが、日本には盲で聾だという方が2万人ぐらいおり、是非テレビを、放送を活用したいということを言われている。特にデータ通信を使って点字ディスプレイに表示できないだろうかということを経前から要望されているのだが、次回会合において、何が問題になっているのかについて、詳しく教えて欲しい。

○森田^{もりた}総務大臣政務官

- ・ 久松^{ひさまつ}構成員代理からのご要望については、重く受けとめて対応したい。
- ・ 情報通信も、放送も、我々が所管している省庁なので、自分たちがイニシアチブをとって適切に対応できるように心懸けねばならない。
- ・ 日本が色々先進国と比べて優位な状態ではない、むしろ劣後している状態が現状だということも今日、思い知らされた。
- ・ 昨年の大震災以降の流れを見ても、現在、民間放送局の50%以上が赤字企業ということで、大変厳しい経営状態の中で対応はされていると思いますが、その中で、対災害性ということに関しては、例えば基地局の耐震化だったり、無停電化だったり、そういった設備投資も現状、非常に重い課題として乗っかっていることは確かだろうと思う。しかし、ユーザーということを考えた場合、視聴覚障害者の方々に対する情報保障ということが、これもまた絶対に必要な課題である。
- ・ 論点を精査して、誠実に対応して参りたい。

(9) その他

- ・ 高橋^{たかはし}座長から追加意見については、平成24年1月末までに事務局に提出する旨の連絡があった。

(10) 閉会

以上